日本心臓リハビリテーション学会支部制度規則

第１章　総則

（支部の設置）

第１条　日本心臓リハビリテーション学会（以下「本学会」という。）は，定款施行細則第45条に基づき，次の各地方に支部（以下「支部」という。）を置く。

(1)　北海道支部：北海道

(2)　東北支部：青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

(3)　関東甲信越支部：新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都
神奈川県、山梨県、長野県、

(4)　北陸支部：富山県、石川県、福井県

(5)　東海支部：静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

(6)　近畿支部：滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県

(7)　中国支部：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

(8)　四国支部：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(9)　九州支部：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2.　支部は、定款第４章に定める理事会（以下「本部理事会」という。）の議決により、合併、分割及び区分変更をすることができる。

（支部の構成）

第２条　支部は本学会の会員をもって構成する。

2.　本学会の会員は、勤務地の所在する県が所属する支部に所属するものとする 。

3.　勤務地のない会員については、住所地の県が所属する支部に所属するものとする

（事務局の設置）

第３条　支部に事務局を置く。

2.　事務局は、支部長が指定する施設に置くことができる。

第２章　目的および事業

（目的）

第 4 条　支部は、当該地方における本学会及び心臓リハビリテーションに関する学術研究の振興、人材育成、啓発を図ることを目的とする。

（事業）

第５条　支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)学術集会（以下「地方会」という。）の開催

⑵ 幹事会・評議員会の開催、地方会開催に関連する会議の開催

第３章　支部役員

（支部役員）
第６条　第１条の各支部に次の役員を置く。
⑴支部幹事　５人から 20 人程度
⑵庶務幹事　1～2 人

2. 支部幹事のうち、１人を支部長、１人を副支部長とする。

（選任等）
第７条　支部幹事は、前任の支部長，副支部長又は支部幹事の推薦により、前記の支部幹事会が選任する。
2. 支部長は,支部幹事の互選とする。
3. 副支部長は、支部長が指名し、支部幹事会の承認を得る。
4. 庶務幹事は、支部会員の中から支部長が指名し、支部幹事会の承認を得る。

（職務）
第８条　支部長は、支部の業務を総理する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 支部幹事は、支部幹事会の決議に基づき、支部の事業を企画しこれを遂行する。
4. 庶務幹事は、支部の運営に必要な業務を行う。

（任期等）
第９条　役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。
2. 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充及び解任）
第 10 条　支部役員の欠員補充及び解任は、定款第 17 条及び同 18 条を準用する。
2. 前項の場合、定款中「理事長」とあるのは「支部長」、「理事」とあるのは「支部幹事」、「理事会」又は「総会」とあるのは「支部幹事会」とする。

第４章　会議

（種別）

第 11 条　支部の会議は，支部幹事会とする。

（支部幹事会の構成）

第 12 条　支部幹事会は、支部幹事をもって構成する。

（支部幹事会の権能）

第 13 条　支部幹事会は、次の事項を決議する。

(1)　地方会会長の選任

(2)　支部における事業計画及び事業報告

(3)　支部長及び支部評議員の選任

(4)　次期支部幹事の選任

(5)　その他必要と認めた事項

2. 前項により決定した事項については学会本部理事会の承認を得る。

3. 前項により決定した事項は支部会員に周知する。

（支部幹事会の開催）

第 14 条　支部幹事会は、年１回以上開催する。

（この規則に定めのない事項）

第 15 条　支部幹事会に関し、この規則に定めがない事項については、定款第 33 条、第 38 条の例による。

2. 前項の場合、定款に「理事会」とあるのは「支部幹事会」、「理事長」とあるのは「支部長」，「理事」とあるのは「支部幹事」とする。

第５章　地方会

（目的）

第 16 条　地方会は、支部会員の研究発表の場とする。

（地方会の開催）

第 17 条　地方会は、年１回以上開催し、その時期については本部会計年度末の時期を考慮して決定する。

（地方会会長）

第 18 条　地方会に会長（以下「地方会会長」という。）を置く。

2. 地方会会長は原則支部幹事より選任する。ただし、庶務幹事・支部評議員からの推薦も差し支えないが支部幹事を副会長に置く。

（地方会会長の職務）
第 19 条　地方会会長は、地方会を主宰する。

（地方会副会長）
第 20 条 地方会開催に必要な場合、副会長 1 名（以下「地方会副会長」という。）を置く。
2. 地方会副会長は、支部幹事（支部長を含む。）の互選により選任する。

（地方会副会長の職務）
第 21 条 地方会副会長は、地方会会長を補佐する。

第 6 章　会計

（支部の事業年度）
第 22 条　各支部の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

（支部の事業計画及び予算）
第 23 条
各支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに支部長が作成する。
2. 支部長は、本学会本部の理事会に対し、前項の事業計画書及び収支予算表を提出する。
3. 余剰金とは、地方支部に分配（預託）していた金額を含めた各支部収支差額から、分配金（預託）及び税金等を差し引き余った金額とする。
4. 余剰金が出た場合、地方会開催以外の活動を可能とするが、支部の活動ではなく、地方会制度部会の事業とする。地方会制度部会は、部会内の意見を取りまとめ、当該支部の活動内容を決め、活動計画に関して理事会承認後、余剰金の出た当該支部に伝える
※税金の計算は共催費、展示代の合計金額の 20%の金額の 30%とする。

（支部の事業報告及び決算）
第 24 条　各支部の会計は、最終的に本部で取りまとめることとし、定款第 6 章に定める会計に合算する。

（地方会の会計）
第 25 条　地方会の会計は、地方会会長がつかさどる。
2. 地方会会長は、地方会の運営につき独立採算の努力をする。
3. 地方会の計画及びこれに伴う収支予算は、地方会開催ごとに地方会会長が作成する。

4. 地方会会長は、地方会終了後、速やかに見積書等を本部に提出し、本部事務局にて収支報告書を作成し、地方会会長に報告する。

第 7 章　支部評議員会

（支部評議員）
第 26 条　各支部に評議員を置く。
2. 支部評議員の定数は、20 人以上 50 人以下とする。

（支部評議員の選任）
第 27 条　支部評議員は、支部長、副支部長又は支部幹事が支部会員の中から推薦し、支部幹事会において選任する。

（支部評議員の任期）
第 28 条　支部評議員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

（支部評議員会）
第 29 条　各支部に支部評議員会を置く。
2. 支部評議員会は、支部評議員をもって構成する。
3. 支部評議員会は年 1 回以上開催する。
4. 支部長は、支部評議員会に対し、支部幹事会決定事項を報告する。

（支部評議員会の権能）
第 30 条　支部評議員会は、支部長の諮問に応じ、支部の運営に関する助言をする。

第 8 章　規則の改廃

（規則の改廃）
第 31 条
この規則の改廃は、本部理事会の決議を経て、本学会の理事長がこれを行うことができる。
2. 理事長は、本部評議員会に対し、前項の改廃を報告するものとする。

附則

1　支部幹事は、次の条件を満たす者であることを要する。
(1)　就任年度の 5 月 1 日現在で満 65 歳未満であること。

⑵　定款第 9 章に定める評議員（以下「本部評議員」という。）であること。
⑶　支部幹事にふさわしい実績があること。

2　支部評議員は、次の条件を満たす者であることを要する。
⑴　就任年度の 5 月 1 日現在で満 65 歳未満であること。
⑵　支部評議員にふさわしい実績があること。

3　地方会会計は、次のとおりとする。
⑴　各支部には本学会本部から毎年一定額を預託する。これを「分配金」という。
⑵　地方会会長は参加者に対し参加費を徴収することができる。
⑶　地方会開催の案内、プログラム作成、郵送などにかかわる経費、招待講演者の謝礼などに充てる。

4　各支部の初代役員は、次のとおりとする。
⑴　支部長　各支部に所属する本部理事の中から本部理事会により選任された者。所属する本部理事が不在の場合、各支部に所属する「本部評議員」の中から本部理事会から選任された者。
⑵　支部幹事　各支部に所属する本部理事及び定款第 9 章に定める幹事並びに本部評議員の中から初代支部長が指名した者。
⑶　その他役員　本規則に定める方法により選任された者。
⑷　任期は本部任期と同一とするため、初年度は 1 年とする。

5　名誉会員及び功労会員は、当該支部幹事会に出席して意見をのべることができる。ただし、議決権は有しない。

6　本支部会則は平成２７年４月２９日より施行する。
令和 2 年 1 月 24 日改訂
令和 6 年 7 月 12 日改訂
令和 7 年 1 月 24 日改訂